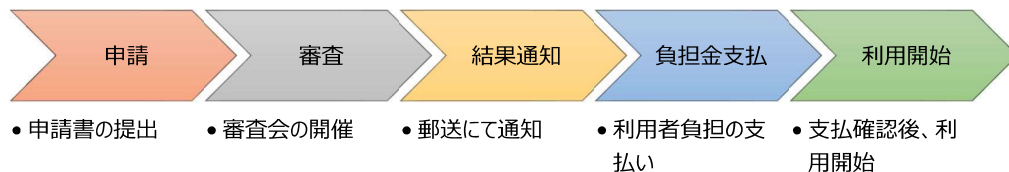


利用までの流れ



※申請後に審査を行い、利用可否の判定を行います。
申請＝利用ではありませんのでご留意願います。

問い合わせ先

南幌町保健福祉総合センターあいくる内
保健福祉課高齢者包括係

〒069-0235 空知郡南幌町中央3丁目4番26号

TEL：011-378-5888

FAX：011-378-5255

E-Mail：kourei@town.nanporo.hokkaido.jp



(南幌町HP QRコード)

この事業は

ふるさと応援寄附金指定事業
として実施しています。

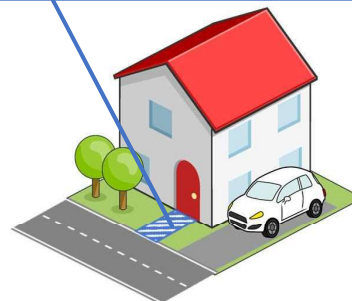


令和8年度

除雪サービス事業のご案内

除雪範囲①

玄関から公道まで
(おおむね距離10m、幅1.2m以内)



除雪範囲②

公道除雪後の自宅間口
(玄関口・車庫口合わせて幅4.5m以内)



この事業は【福祉除雪】であり、自力での除雪が困難な高齢の方や障がいのある方のみの世帯の生活路の確保を目的とした在宅生活支援事業です。

育てる喜び、育む幸せ。

南幌町
TOWN NANPORO

除雪の内容

1. 除雪の範囲

◆除雪範囲①：玄関から公道まで（おおむね距離10m、幅1.2m以内）の除雪

※雪は自宅敷地内に堆積します。

◆除雪範囲②：公道除雪後の自宅間口と車庫口（合わせて、おおむね4.5m以内）に残る雪の除雪

※車庫口は、自家用車を車庫に保管し、世帯員が使用している場合に限り行います。

※間口状況（電柱等の障害物）によっては行えない場合があります。

2. 実施期間

令和8年12月1日～令和9年3月31日

3. 実施日

原則、南幌町による公道除雪が行われた日

※降雪の度に実施するものではありません。

※時間の指定はできません。

※公道除雪後、順次作業を行うため遅れる場合があります。また、悪天候等で行えない場合があります。

利用対象者

1. 次の①～④すべてに該当する場合対象となります。

①町内の一戸建て住宅に居住していること

②自力での除雪が困難であること

③近くに（約500m以内）除雪を援助してくれる親族等いないこと

④次の（１）～（７）のいずれかに該当する世帯

（１）70歳以上の高齢者のみの世帯

（２）要介護1から要介護5までの認定を受けた者のみの世帯

（３）重度身体障がい者のみの世帯（身体障害者手帳1級、2級、3級が交付されている。）

（４）精神障がい者のみの世帯（精神障害者保健福祉手帳1級、2級が交付されている。）

（５）知的障がい者のみの世帯（療育手帳が交付されている。）

（６）（１）～（５）に掲げる者のみで構成される世帯

（７）シルバーハウジングに入居している世帯

※自力除雪の可否については、申請書をもとに審査会にて判断します。

※実施期間中に入院や入所により、長期間不在となる場合は必ず問い合わせ先までご連絡ください。



2. 上記の①～④に該当する世帯であっても、次のいずれかに該当する場合対象となりません。

①対象世帯以外の世帯と除雪希望箇所を共同で使用している場合

②入院、施設等により、長期間にわたり留守にする場合

※原則、世帯員に就労者がいる場合は対象となりません。

※地域によっては、事業者の対象範囲外のため実施できない場合があります。

利用者負担金のお支払い

次の世帯区分に応じた利用者負担金（1シーズン）をお支払いいただきます。

利用者世帯区分	利用者負担額
生活保護世帯	0円
町・道民税非課税世帯	4,000円
町・道民税均等割課税世帯	5,000円
町・道民税均等割・所得割課税世帯	6,000円
シルバーハウジング入居世帯	1,000円（1世帯）

※利用期間中に利用中止した場合であっても負担金の返還はありません。

利用申請について

1. 申請先

南幌町保健福祉総合センターあいくる

〒069-0235 空知郡南幌町中央3丁目4番26号

2. 申請受付期間

令和8年10月1日（木）～令和8年10月14日（水）※土日祝除く

※郵送での申請であっても必着となります。

3. 提出書類

◆除雪サービス事業利用申請書

・備考（身体状況等）欄に記載がない場合、身体等の不安がないと判断します。

◆納税確認同意書

・世帯ごとに同意書が必要となります。同居で別世帯の場合、世帯数分の同意書が必要です。

例）夫婦別世帯の場合：2枚

夫婦別世帯＋子別世帯の場合：3枚

・同居で暮らしている方全員分の記入が必要となります。同姓の場合は同一のもので構いません。

◆各種様式は、あいくるで配布または、南幌町HPに掲載しております。（裏面にQRコード掲載）